

対象案件	北広島市東の里遊水地利活用計画(案)について
意見募集期間	平成 30 年 2 月 1 日(木)から平成 30 年 3 月 2 日(金)まで
担当部署(問合せ先)	建設部 庶務課 電話 011-372-3311 内 4212
意見提出件数	意見提出者数 1 人
	意見提出件数 8 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
遊水地の利活用を考えるにあたって、当該地が有する本来の機能には縛られず、むしろ副次的に派生した余禄と見る発想の転換があっても良いのではないか。	遊水地については、昭和 56 年 8 月に発生した災害のデータを基に計画された千歳川河川整備計画に基づき整備が進められている治水対策施設であることから、利活用については治水機能に支障を及ぼさないことが前提となります。
計画していた総合運動公園施設の機能と観光振興策の並行進行、札幌冬季オリンピックの補助的施設に絡みうる競技施設を想定して実現を図ってはどうか。	遊水地については、治水機能に支障を及ぼさない範囲において、有効的且つ効率的な利活用を図ることとしていることから、供用後の浸水状況や社会状況の変化にも柔軟に対応できる施設整備を進めたいと考えております。
堤防法面は観光資源として遠景を描く絶好のキャンパスになりうるので、法面に顕花植物や紅葉樹の植栽(桜、ナナカマド、ヒマワリ、ドウダンツツジ)による四季を通した景観スポットとして活用すべき。また、芝の遊び場(グラススキーなど)や観覧席としても活用したい。	堤防法面への樹木等の植栽については、樹木の根が堤防に影響を与える懸念があることから国の基準により植栽は認められておりませんが、遊水地内外の治水機能に支障を及ぼさない範囲においては、樹木の植栽などにより良好な景観形成を図りたいと考えております。また、法面の活用については、今後の利活用の参考とさせていただきます。

<p>遊水地内の上段(標高約 5.0m)に計画している採草地は、かなりの面積を領しているが、根拠が理解できない。縮小するか除外すべき。</p> <p>花苑にするか、ハーブや薬草園として利用するのが相応しい。</p>	<p>多目的広場については、大規模なイベントや交流事業の開催が可能なように活用できる面積を 14 ヘクタール(陸上競技場トラック約 12 個分)程度確保することとしております。</p> <p>また、草花の栽培については、大規模な圃場面を耕起して利用することとなり、これらの行為は浸水時に濁水の流出に繋がることも懸念されると共に、下流域には利水をする自治体もあり濁水を流すことは避けなければならないことから難しいものと考えております。</p> <p>このことから遊水地造成前から採草地として利用され、その表土がそのまま残る区域については、その安定度と農地景観の復元も図られることから採草地とすることが望ましいと考えております。</p>
<p>遊水地内の上段(標高約 5.0m)に高さや広さ、色彩、機能の充実やゆとりあるランドマーク的存在となる管理棟と休憩場を確保したい。</p>	<p>浸水の影響を受けない堤防上には堤防に影響を与えない範囲で休憩スペースや展望スペースを備えた管理棟の整備を検討してまいります。</p>
<p>遊水地内の中段(標高約 3.6m)には、堅牢な物置を仮置きした上に雪を搬入し、夏に農産品の定温保管庫としてはどうか。</p>	<p>国の基準では、工作物が遊水地の洪水調節容量を阻害せず、水位上昇時に浮遊しない又は搬出可能な施設が条件となっており、農産品などの定温保管庫の設置については、難しいものと考えております。</p>
<p>雪堆積場の雪が消えた後をドッグランとして開放してはどうか。</p>	<p>国の基準では、汚物等の流出により水質や河川に悪影響を及ぼすおそれのあるものについては、認められないことからドッグランの整備については難しい</p>

	ものと考えております。
<p>遊水地内の下段(標高約 1.8m)は、全てを自然観察ゾーンとして活用するのではなく、自然観察地区と多目的利用地区に分割するのが効果的だ。</p> <p>また、遊水地内下段の夏場の活用として、釣堀、水稻や観賞用植物の植栽、芝生の圃場、イベントや運動施設などを設置し、冬場の活用として、夏場の施設を転用してスケートリンクにしてイベント会場などにしてはどうか。</p>	<p>遊水地内の下段部については現況の地盤の高さ(標高約 5.0m)から約 3.2m掘り込んで整備することから地下水が染み出てくることが想定されると共に、降雨時には隣接する排水路から流水が流れ込むなど遊水地内の下段部の状況は一定していないことから、ご提言のような定型的な施設の設置は難しいものと考えております。</p> <p>今後は自然回帰の状況を注視していくと共に治水機能に支障を及ぼさない範囲での利活用について供用後の浸水状況などを見極めながら、その可能性について検討してまいります。</p> <p>また、多目的な利用については、遊水地の下段よりも浸水する頻度の低い上段(現況地盤とほぼ同じ標高約 5.0m)を活用することを計画しているところであります。</p>